

第2回 山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会 次第

日時：令和5年6月28日（水）午後7時から

場所：戸原小学校体育館

1. 開会

2. あいさつ

3. 前回会議録の確認

4. 協議事項

- ・学校規模適正化に関する山崎南中学校区の方向性について

5. その他

(1) 次回の予定

(2) その他

6. 閉会

●ご意見・ご質問等に対する市の考え方や方向性について

これまで保護者意識調査や地域の委員会で行っていただきましたご意見・ご質問等に対する市の考え方や方向性について、ご回答いたします。

1 学校規模適正化とは何ですか。

小学校区の見直し（山崎南中学校区においては、城下小学校区と戸原小学校区を1つにする。）を行い、一定規模以上の集団を確保することで、児童にとって、より良い教育環境を整えることをいいます。

2 学校規模適正化の推進が決定した場合、新しい学校になるのですか。

現在の城下小学校・戸原小学校は、それぞれ一旦閉校し、新しい学校を開校します。

3 学校規模適正化の推進が決定した場合、新しい学校の場所はどこになるのですか。

新しい学校は、小中一貫教育の観点から、山崎南中学校に最も近い城下小学校の校舎を使用します。

4 学校規模適正化の推進が決定した場合、新しい学校の開校はいつ頃になりますか。

山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会において、適正化を推進すると決定いただいた場合、新しい学校の開校時期についても協議します。

適正化を実施した学校の例では、地域の委員会での決定後、P T A・自治会長・教員等で組織する「学校規模適正化 山崎南中学校区協議会」を設置する予定ですが、概ね、この協議会が設置されてから1年～2年で開校しています。

5 新しい学校の校名は決まっているのですか。

新しい学校の校名は、協議会の中で検討します。適正化を実施した学校の例では、該当地区に関する児童や保護者、地域の皆さまを対象に、広報等で校名の募集を行ったうえで、協議会で選考し、決定しています。

6 「学校規模適正化 山崎南中学校区協議会」では、校名の他にどのようなことを協議しますか。

協議会では、校名の他に、校歌・校章・制服・遠距離通学対策・P T A活動等についても、協議します。

7 城下小児童と戸原小児童の交流は、自然学校以外にも行われますか。

適正化を推進すると決定いただいた場合、城下小・戸原小の児童がそれぞれ別の学校の児童と過ごすことに慣れることで、新しい学校にスムーズに通えることができるよう、両校の校長と協議し、全学年で、年間5回程度の交流授業を行う予定です。

また、特に学校規模適正化の開始時期にあつては、児童の様子に注意し、不安を感じている児童があれば、教職員から適切な声かけや保健室等を利用してケアを行うなど、児童に寄り添って対応します。

8 制服やPTA活動は、どうなりますか。

適正化を実施した学校の例では、制服等については、現在着ているものを3年間は着用可とする、適正化をきっかけに時代に即したものに変更するなど、それぞれ学校の状況に応じて決められています。また、PTA活動についても、両校の規約、予算、会費、行事、理事の数等の差異を確認のうえ、調整されています。

なお、これらの検討にあたっては、保護者の皆さまにアンケート等を通じて、ご意見を伺うことがあります。

9 子どもが遊びに行く範囲は、どうなりますか。

校区が広くなることを踏まえ、協議会において、安全面について検討します。現在は、校区内であれば特に制限はありませんが、例えば、学年によって別のルールを設ける等の対応も考えられます。

10 戸原小学校は、災害発生時等の避難所になっていますが、どうなりますか。

適正化の推進が決定した場合、跡地がどのように活用されるかによって変わりますが、体育館等がそのまま活用できる状況であれば、災害発生時等の避難所として引き続き使用できるよう、跡地の施設管理者に依頼する予定です。

11 教員は増員されますか。

教員の数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき定められた県の学級編制基準により決定されていますが、学校規模適正化が実施される場合は、人的措置として、大きな変化を緩和するため、2年間の調整加配（教員の増員）が行われます。

12 校舎の改修、グラウンドの造成等を検討してもらえないでしょうか。

適正化の推進が決定した場合、城下小学校の校舎の大規模改修を実施する予定ですが、グラウンドについては、用地の問題等もあることから、現在のところ造成する予定はありません。

13 小中一貫教育とはどのような教育なのでしょうか。

小中一貫教育とは、小学校と中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じたカリキュラムを編成して、系統的な取組を行う教育です。

9年間で系統立てた学習面・生活面のルールを設定するほか、地域性を活かした総合学習等を小中で連携して行い、また、小中相互乗り入れ授業などを行います。

市は令和3年度から一宮北中学校区で取組を始めており、令和9年度には市内全域で実施予定です。

●学校規模適正化が推進された場合の新しい学校にかかる費用（令和4年度ベースによる試算）

(単位：円)

校名	施設等の維持管理に要する費用	事業に要する費用	人件費関連（給与、社会保険） 【市費】	合計
城下小学校	9,687,836 ・光熱水費、通信費、燃料費 ・施設修繕、設備点検 ・健康診断、保険、消耗品	6,083,236 ・図書、備品 ・授業関連の文具消耗品等 ・行事関連の補助金、文具消耗品等	5,888,850 ・用務員 1名 ・特別支援教育推進員 1名	21,659,922
戸原小学校	6,187,814	2,713,421	5,888,850	14,790,085
計	15,875,650	8,796,657	11,777,700	36,450,007
新しい学校 (削減額)	12,896,608 (2,979,042)	6,413,459 (2,383,198)	5,888,850 (5,888,850)	25,198,917 (11,251,090)

●その他関連する費用等

- ・スクールバス購入費用（29人乗り・1台） 11,200,000円 ※上記新しい学校の費用に含めていない。
- ・スクールバス運行費用（年間・往復10km想定） 3,000,000円 ※上記新しい学校の「施設等の維持管理に要する費用」に含めている。
- ・人件費関連【県費】 令和5年度 城下小学校：26名（校長1、教頭1、教諭18、養護1、栄養1、事務1、事務1、県費会職3）
戸原小学校：14名（校長1、教頭1、教諭7、養護1、栄養0、事務1、事務1、県費会職3）
計：40名（校長2、教頭2、教諭25、養護2、栄養1、事務2、県費会職6）
新しい学校：29名（校長1、教頭1、教諭21、養護1、栄養1、事務1、事務1、県費会職3）
削減数：-11名（校長-1、教頭-1、教諭-4、養護-1、事務-1、県費会職-3）

●学校跡地等の活用にかかる市の基本的な考え方

学校跡地等の活用における検討の流れ

第1段階「市（行政）の施設としての活用」について検討する。



（第2段階への移行は、市の施設として活用しない方針が出た場合）

第2段階「地域づくりの拠点施設として地域での活用」について地域の意向を確認する。



（第3段階への移行は、地域で検討された結果、活用される意向がない場合）

第3段階「民間での活用」についてホームページ等で募集を行う。

第2段階における補足事項

（1）地域づくりの拠点として活用を検討する期間について

第一段階で市の施設として活用しない方針が出た場合、第二段階の地域の意向の確認につきましては、学校の閉校から概ね1年を目途に、検討いただければと考えています。

（2）地域での施設の使用について

検討する期間や、検討状況により活用するための準備期間等を考慮し、閉校から最長3年間は、地域住民の施設利用については無料とします。

この間の光熱水費及びその他施設を維持するための最低限の経費で、かつ、従前より市が負担していた経費については、市が負担します。

●小学校跡地等の活用状況（令和5年4月1日現在）

校名	閉校時期	使用状況	使用開始時期	活用内容
千種東小学校	平成23年3月	地域	平成27年4月	多目的宿泊施設、キャンプ場等
千種北小学校	平成24年3月	民間	令和4年4月	キャンプ場等
土万小学校	平成26年3月	民間	平成28年4月	私立相生学院高等学校 宍粟校
野原小学校	平成27年3月	市(行政)	平成28年4月	宍粟市教育研修所
道谷小学校	平成27年3月	民間	令和5年4月	簡易宿泊施設等
下三方小学校	平成28年3月	民間	平成30年4月	協同組合 兵庫木材センター
三方小学校	平成28年3月	市(行政)	平成31年4月	文書庫
繁盛小学校	平成28年3月	地域	令和2年4月	宿泊施設、レストラン等
染河内小学校	平成30年3月	市(行政)	平成30年4月	兵庫県立森林大学校
都多小学校	令和4年3月	—	—	未定